

岡山国際交流センター 展示スペース利用のご案内

1 施設について

名 称	場 所	広 さ	付帯設備
展示スペース	1 F	約 50 ㎡	丸テーブル3台、いす 15 脚、展示パネル 2 枚、カウンター

2 利用時間と料金

- 利用時間： 9 時 00 分～21 時 00 分 （年末年始及び臨時休館日は除きます）
 - 利用料金
 - 一般 3,700 円/1 日
 - 営利 7,400 円/1 日
- ※一般・営利の判断に必要な資料の提出を求めたり、展示内容を確認させていただくことがあります。

3 利用の申し込み方法等

（1）展示スペースの予約受付期間

利用日の6か月前の応当日から1か月前までとします。ただし、岡山国際交流センター貸し施設の利用と併用する場合、貸し施設の予約開始期間に基づき、予約を受け付けます。また、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、受付期間外でも受け付けることがあります。受付を開始する日が休館日の場合は、休館日（連続する場合は最後の休館日）の翌日から受付を開始します。

（2）展示スペースの利用日数

同一利用者が連続して利用できる期間は、1 か月までとします。（指定管理者が特に認めた場合を除く）

（3）展示スペース利用許可申請書の受付

利用日1か月前の17時30分までに、利用許可申請書を提出してください。利用許可申請書は、岡山国際交流センター1階受付窓口にあります。（FAX・郵送可能）

（4）利用料金

利用料金は、利用当日のご利用前に現金でお支払いください。複数日程利用の場合、利用初日にまとめてお支払いいただくこともできますが、一旦納付された利用料金は返金できません。

（5）受付時間

9時00分～17時30分

（6）申し込み・問い合わせ先

電話：086-256-2905 FAX：086-256-2226

岡山国際交流センター指定管理者 一般財団法人岡山県国際交流協会

4 利用の取りやめ

利用の予約を取り消す場合は、直ちに電話等でお知らせください。利用日前日の17時30分までに取り消しのお知らせがなかった場合、利用料金をお支払いいただきます。（利用当日支払）

5 ご注意いただく事項

- (1) 展示スペースとして利用ができます。(会議・セミナー等での利用はできません。) 許可した利用目的以外の利用はできません。展示に関連して販売を行う場合、申請書にて申告してください。許可の必要な物品の販売については、利用者にて手続き等を行ってください。
- (2) 火気・ガス等の使用は禁止です。また、においの強いもの、大きな音の出るもの、床・壁等を汚す可能性のあるものの持込はできません。
- (3) 什器・電気機器を持ち込む場合は事前にお知らせください。内容によっては許可できない場合があります。複数日程利用の場合、退出の都度、電気機器の電源を落としてください。
- (4) オープンスペースのため、他の利用者に十分配慮し、迷惑となるような行為は慎んでください。主催者・運営者の飲食は可能(アルコール類・お菓子は不可)ですが、ロビー利用者への配慮をお願いいたします。(ロビーでの食事は禁止となっております)
- (5) 避難経路を確保したレイアウトとしてください。防火シャッター下に物を置かないでください。
- (6) 室内及び廊下等の壁面・柱・扉などには展示・貼紙はできません。また、許可なく施設内で立札・看板等の設置はできません。
- (7) 館内及び敷地内は全面禁煙です。
- (8) ゴミは利用者でお持ち帰りください。
- (9) 貴重品・現金等の管理は、利用者側で行ってください。展示物の破損や盗難等を含む利用中に発生した不慮の事故については、当センターでは一切の責任を負いかねます。
- (10) 終了時間(利用最終日)になりましたら、室内を元の状態に戻して速やかに退出してください。1階の受付に施設利用報告書を提出してください。複数日程利用の場合、最終日までは現状復帰は不要ですが、日毎に施設利用報告書の提出が必要です。
- (11) このスペースの運用は試行期間であるため、利用状況により運用方法が変更されることがあります。

6 利用の不許可、許可の取り消し

次の場合は、施設利用の許可はできません。すでに利用許可を行っている場合でも、許可の取り消し又は利用の制限、もしくは利用の停止をすることがあります。

- (1) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのあるとき
- (2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき
- (4) 施設の利用により、大きな音、騒音が発生するとき
- (5) 施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき
- (6) 岡山県岡山国際交流センター条例又は同施行規則に違反したとき
- (7) 指定管理者が定めた岡山国際交流センター管理運営要領又は指定管理者の指示事項を遵守しないとき
- (8) その他岡山国際交流センターの管理上支障があると認めるとき